

酒田市談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 入札談合に関する情報の定義

本マニュアルにおいて、入札談合に関する情報（以下、「談合情報」という）とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に規定する「不当な取引制限」、刑法第96条の6に規定する「公契約関係競売等妨害」（いずれもそのおそれのある行為を含む。）及びその他公正な入札執行を阻害するおそれのある行為に関する情報をいう。

2 談合情報の確認、通報

建設工事、業務委託及び物品購入について、談合情報があった場合には、当該情報を受けた各課等の長は、可能な限り当該情報提供者の身元、氏名、連絡先、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等を確認の上、直ちに公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）へ通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により、談合情報を把握した場合にも事務局へ通報すること。

3 報告

事務局は、2により談合情報の通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うこと。

また、事務局において新聞等の報道により、談合情報を把握した場合も報道に基づき報告書にまとめ、報告を行うこと。

4 調査委員会の招集及び審議

委員長は、3により事務局から報告を受けた場合は、当該談合情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否か、また、公正取引委員会及び警察への報告の必要性について、調査委員会を招集して審議するものとする。

5 公正取引委員会及び警察への報告

委員長は、調査委員会の審議の結果、調査を要すると判断した場合は、談合情報の対応状況及び調査結果について、逐次、公正取引委員会及び警察に報告するものとする。

6 報道機関への対応

談合情報等に関する取り扱いは、他の行政機関の業務の遂行の妨げにならないよう、発注者側から積極的に談合情報等を公表するものではないことに留意するものとし、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会及び警察へ報告している旨を明らかにするものとする。

第2 具体的な対応

1 落札決定前に情報を把握した場合

(1) 事情聴取

調査委員会は、談合情報にかかる事情聴取を行う場合は、入札参加資格があると認められた者（指名競争入札の場合は指名通知業者）全員に対して事情聴取を行うこと。ただし、当該談合情報の状況等により、辞退届等により入札書未提出者を除くことができる。事情聴取の対象者は、原則として契約締結権を有する者とする。こと。（事情聴取の際に、契約締結権を有する者が出席できない場合は、受任者が委任状を持参すること。以下の項の事情聴取についても同様。）また、事情聴取は、原則として、次により実施するものとする。

ア 入札執行通知前に調査委員会が談合情報と判断した場合

調査委員会が入札執行通知前に談合情報と判断した場合は、入札執行通知を保留し、事情聴取を実施するものとする。

イ 入札執行通知後、開札までの期間に調査委員会が談合情報と判断した場合

調査委員会が入札執行通知後から開札までの期間（以下、「入札書受付期間」という。）に談合情報と判断した場合は、当該入札における入札参加者の行動等に影響を及ぼさないために、入札書受付期間中に事情聴取を実施せず、入札書受付期間の終了後、開札を保留したうえで、事情聴取を実施するものとする。ただし、当該談合情報が報道等により公になった場合は、この限りではない。

ウ 開札後から落札決定前までに調査委員会が談合情報と判断した場合

落札決定を保留し、事情聴取を行うものとする。事情聴取結果については、事情聴取書を作成すること。又、事情聴取において資料等が提出された場合は、当該資料を事情聴取書に添付しておくこと。

(2) 談合の事実があったと認められる場合（「その疑義を払拭できない場合」を含む）の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合（「その疑義を払拭できない場合」を含む）には、入札の執行をとりやめるものとする。

(3) 談合の事実があったとは認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者に誓約書を提出させ、入札執行後に談合の事実が明らかになった場合には入札を無効とすること、契約書には解除条項、違約金特約条項が盛り込まれていること、誓約書を提出したにもかかわらず談合の事実が明らかになった場合は、指名停止期間が加重となることについて注意を促した後に開札を行うこと。

なお、調査委員会は、談合情報の内容や事情聴取結果によっては次の措置をとることができるものとする。

ア 入札を延期し、当初の入札参加者の外に入札参加者を追加する。（指名競争入札の場合は指名により、一般競争入札の場合は再度の公告により行う。）

イ 入札前にくじ等により入札参加者を減じたうえで入札を執行する。

2 落札決定後に情報を把握した場合

(1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

ア 調査委員会への報告

情報があつた場合には、契約を保留し調査委員会に報告しその取扱いを審議すること。調査委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は落札者と契約をすること。

イ 事情聴取

調査委員会の審議の結果、情報が「調査に値する」と判断され、事情聴取が必要と認められた場合は、入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取の結果については事情聴取書を作成すること。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とするものとする。

エ 談合の事実があったとは認められない場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったとは認められない場合には、落札者から誓約書を提出させた上、契約を締結すること。

なお、誓約書を提出させる際は、誓約書を提出したにもかかわらず談合の事実が明らかになった場合は指名停止期間が加重となる旨、契約書には

解除条項、違約金特約条項が盛り込まれている旨も併せて説明すること。

(2) 契約締結後（工事完成等による契約履行後も含む）の場合

ア 調査委員会への報告

情報があつた場合には、調査委員会に報告してその取扱いを審議すること。

イ 事情聴取

調査委員会の審議の結果、情報が「調査に値する」と判断し、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。事情聴取の結果については、事情聴取書を作成すること。

ウ 談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、工事等の進捗状況を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、工事完成等による契約履行後の場合は、違約金等が発生することになるので、その取扱いについて、当該事業の担当課等に協議し、対応するものとする。

3 調査に値しないと判断した場合

調査委員会は、調査に値しないと判断した場合においても、必要であると認められる場合は、入札執行前に誓約書を提出させ、注意を促して入札を執行することを選択することができるものとする。

附 則

このマニュアルは、平成31年4月1日から施行する。